

長崎県軟式野球連盟審判部細則

(目的)

第1条 この細則は、長崎県軟式野球連盟(以下「県連」と呼称)の事業を円滑に推進するため、審判部としての必要な事項を定めるものである。

(事業)

第2条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 県連が主催、後援する大会の審判にあたる。支部主催の大会と同様に最優先事業。
- (2) 県連が後援する諸大会も申請があれば審判を派遣する。
- (3) 審判技術向上のための講習会の開催。
- (4) 派遣審判制度の活用による審判交流の促進。
- (5) その他

(組織並びに会員)

第3条 この審判員会員は各支部の現役審判員で構成する。

第4条 審判協会(連盟)を設置している県連支部は、これを解散し審判部を設置するものとする。既に支部の審判部となっているところはこの限りではない。

(役員選出並びに会員)

第5条 役員は審判部長、審判長、事務局長各1名並びに各支部審判代表委員(各支部1名)、全軟連技術指導員、九連指導員とする。監事2名は県連監事が兼ねる。

第6条 審判部長、審判長、事務局長の三役の選出は審判部で行う。

第7条 審判部長、審判長、事務局長は審判部を代表して県連理事に就任するものとする。

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。任期途中で就任した場合は前任者の在任期間とする。

(経費)

第9条 県連審判部は県連とは別会計とする。経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 県連からの補助金
- (2) 登録審判員個々の年間登録料(1人：2,500円)

第10条 会計年度は県連に合わせ、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

第11条 部長は毎年度決算書及び証書等を監事の審査に附し、審判部の承認を得、県連に報告しなければならない。

(会計担当者)

第12条 前3条にある事務処理のため会計担当者(事務局長が兼ねても良い)を置く。

(脱退)

第13条 審判部は次の各号に該当した場合は、脱退させることができる。

- (1) 日本スポーツ協会が制定のアマチュア憲章、全軟連の定める競技者規定並びに県連規約に違反した場合。
- (2) 所属支部から脱退の通知があった場合。
- (3) 自ら脱退の意思を表明した場合。
- (4) 除名の処置を受けた場合。

(付則)

第14条 この細則は代表者会で原案を作成し、県連理事会並びに評議員会の承認を得て改正することができる。

第15条 この細則は、平成31年2月2日から施行する。